

能代市職員の退職管理について(主な内容)

1 再就職者(元職員)による働きかけ(職務上の行為の要求等)の禁止

- 営利企業等に再就職した元職員は、離職前5年間の職務に関する要求・依頼を行うことを離職後2年間禁止されます。
 - ※在職中に自らが決定(決裁)をした事務に関する要求・依頼は、離職後2年間経過後であっても期間の制限なく禁止されます。
 - ※課長級以上であった時の職務に関する要求・依頼は、離職前5年間より前の職務に関するものであっても離職後2年間禁止されます。
- 再就職した元職員が、現職職員に対して不正な行為をするように働きかけをした場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。その他の働きかけをした場合は、10万円以下の過料が科されます。
- 要求・依頼を受けて不正な行為をした職員は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されます。
- 不正行為の見返りに再就職の要求・約束をした職員は、3年以下の懲役となります。
 - ※働きかけを受けた職員は人事委員会にその内容を届出なければならないこととされております。(疑義がある場合や手続き等については総務課職員係にご連絡ください。)

※担当職務以外であっても、倫理上、市民に疑念をもたれるようなことがないよう元職員、現役職員がお互いに意識を徹底しましょう。

2 再就職情報の届出義務等(平成28年度以後退職者から対象)

- 課長級以上で退職する職員が営利企業等に再就職した場合、退職後2年間は、退職時の任命権者に再就職情報を届出しなければなりません。
 - ※日々雇い入れられる者となった場合や再任用職員として採用された場合等は届出の必要はありません。
 - ※届出事項は、氏名、再就職日、再就職先の名称・地位等となり、再就職の届出書(様式第2号)の提出が必要です。
- 届出が不要な場合

- ①日雇い雇用の場合
 - ②営利企業以外の法人その他の団体に再就職した場合で、報酬が年103万円以下の場合
 - ③任命権者の要請に応じて退職し、引き続き地方公務員等となった場合
 - ④再任用職員として採用された場合
- 届出のあった再就職情報については、毎年度、公表します。